

Plus One

I'd like to have a job which will benefit society at large.

- 広島本社
〒733-0007 広島市西区大宮2丁目1-11
TEL (082) 509-5055 FAX (082) 509-5056
- 東京営業所
〒143-0011 東京都大田区大森本町2丁目31-12-402
TEL (03) 5753-7171 FAX (03) 5753-7172

プラスワンわくわく通信

9・10月号

HPアドレス <http://www.plus1jp.com/> メールアドレス info@plus1jp.com

平成30年 介護保険制度改正について

来月4月、介護保険制度改正と介護報酬改定の大きな改正が予定されています。今回はそのうちの介護保険制度改正についてお伝えしていきたいと思っております。

介護保険制度改正のポイント

平成29年4月18日、地域包括ケアシステム強化法案が可決され、今国会で成立する見通しとなりました。この法案は、介護保険や老人保健法、医療法、児童福祉法など31の法改正を束ねるもので、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスが必要とする方に必要なサービスが行き届くようにすることを目的とするものです。今回の介護保険法の改正の一部は、地域包括ケアシステムの強化をメインに、次の5つの柱で構成されています。

1 財政的インセンティブの導入で 保険者への財政的支援

市町村の権限強化として、財政的インセンティブが新たに導入されます。これは、自立支援や介護予防などで成果を上げている市町村や、それを支援する都道府県を評価し、国からの交付金を増額するというものです。また、地域密着型通所介護が介護保険事業計画で定める見込量に達している場合は、市町村が指定を拒否できることも法案に盛り込まれています。今後、市区町村間で介護における格差が広がることも想定されます。

2 新たな施設「介護医療院」が創設される医療と介護の連携推進

医療と介護の連携の推進については、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されます。これは介護療養型医療施設が、平成30年3月末に廃止される措置。ただし経過措置期間は6年間延長への対応策です。介護医療院は、医療的な対応が必要な高齢者を介護する「介護保険施設」で、医療法上は介護老人保健施設等と同じ医療提供施設であり、病院などの医療機関ではありません。人員配置によっては、人手不足に拍車がかかり、いかに人材を確保するかという課題が出てくるでしょう。

3 共生型サービス創設で地域共生社会を実現

地域共生社会とは、高齢者、障害児・者、子どもなどの地域のあらゆる住民が役割をもち、支えあいながら活躍できる地域コミュニティであり、この実現を目指すものです。具体的には、新たに「共生型サービス」を位置づけ、すでに介護保険サービスを提供している介護事業所が、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくすることを目的として、障害福祉サービス事業の指定を受けやすくするた

4 高所得者層の利用者に対する 3割負担導入

め、基準緩和などを行うものです。慣れ親しんだ事業所でサービスを受け続けることができるだけでなく、限られた労力を最大限に活用することができ、高所得者層と障害者それぞれに介護の内容が異なるため、専門知識があるものが確保できない場合サービスの質の低下が懸念されます。

5 介護保険第2号被保険者の保険料 計算に総報酬割を段階的に導入

平成29年8月より、介護保険の第2号被保険者(40歳から64歳)の保険料については、現在の負担方法である加入者に応じて負担する「加入者割」から、収入に比例して負担する「総報酬割」に移行します。組合健保と共生組合は負担増となる一方、協会けんぽについては負担が軽減されると試算されています。

まとめ(今回の改正による影響)

前回の改正では、実質的な介護報酬の引き下げにより、その翌年は小規模な新規参入事業所を中心に最大の倒産件数となりました。また、人材不足に歯止めがかからず、職員不足のため事業所を増やすことができない、利用を制限している、最悪の場合は廃業を決定した事業所も出てきています。

今回の改正では介護報酬改定も同時に行われ、前回に続き今回も厳しいマイナス査定が改定になることが想定されています。加算への対応、人員の確保を含め、改正に備えた周到な対策を今から熟慮しておく必要があります。



(行政書士浅井事務所 浅井順)

介護業務支援ソフト SmileOne マスタの利用中止

各種マスタに登録されている項目は、過去データへの影響を考え、使用履歴の有無により削除を制限しています。不利用のマスタ項目については、利用中止にチェックを入れる※ことで、各選択画面より除外する方法(例)をご案内します。※一部例外もあります。

サービス機関マスタ

事業所番号	略称	施設情報
13*****1	デイサービスA	地域密着型
13*****2	デイサービスB	地域密着型
13*****3	デイサービスC	地域密着型
13*****4	デイサービスD	地域密着型
13*****2	デイサービスB	地域密着型

例1 既に地域密着型通所介護(78)に移行している元の通所介護(15)の登録

例2 総合事業へ移行済みの予防訪問介護(61)及び予防通所介護(65)の登録

サービス機関マスタに登録されている「デイサービスB」を利用中止にするには…

利用中止の☐をクリック

利用中止の状態にします

※担当者マスタでは、利用終了の事業所に付いているチェックを外すことで、退職した担当者を非表示にすることも可能です。

マスタ管理で、「利用中止」にしたマスタ項目について詳細な設定を行う事が可能です。

サービス機関マスタ(5/69)

利用中止	施設	サービス種類コード	事業所番号
0	地域密着型通所介護	78	13*****4
0	地域密着型通所介護	78	13*****3
0	地域密着型通所介護	78	13*****2
0	地域密着型通所介護	78	13*****1

「並び替え」より最優先されるキーに「利用(使用)中止」を選択頂きますと、区別が付きやすくなります。

